

2022

模擬国連の探求

模擬国連会議記録集

2022 年度 9-10 月期会議編

編集：何 山(日本模擬国連日吉研究会 25 期)

利用に関する注意事項

本書のうち、目次に挙げる各会議に関する章の著作権は、それぞれの章の始めに氏名を示す各会議監督に属する。その他の箇所の著作権並びに編集著作権は、編集者に属する。

本書の自由な配布、閲覧を認める。ただし、営利利用はこれを認めない。

本書の利用についてご質問がある場合は編集者の何 山までお願いいたします。

連絡先：kazan2019.jp@gmail.com

編者はしがき

今回取り上げた各会議の特徴として、新メンのみを対象とした会議が多い事が挙げられる。模擬国連を始めて半年で行う挑戦としている方も、あまりこれまで会議に参加できず改めての体験として参加する方もいるだろう。ある意味で全ての層を対象にした会議よりも多様であり、会議設計や準備のためのサポートでも、随所にフロントによる工夫がみられた会議が多いように思う。

会議に参加した皆が自分の目標を得られたことを願うとともに、新メン同士で行う会議はきっと研究会の内外で友人を増やし、コミュニティに参加する善いきっかけになると思われる。自分が新メンの際に参加した新メン会議では、今でも交友関係が続く友人を何人も得ることができた。そうした意味でも、会議に参加して良かったと皆さんが思っていたとしたら、きっとそれは模擬国連全体にとっても良いものではないかとも思う。

また、今の世界情勢の中では、キューバ危機のようなクライシス要素を含んだ政治的折衝を扱った会議も大いに学びに資するものであったと言えるだろう。

本記録集で、改めて皆さんの実践を確認してみたい。そこから皆様の実践に資するものがあれば本望である。

目次

京都研究会新メン会議『クリミア危機 2014』	4
国立研究会秋会議『ヒトクローン個体産生禁止条約』	12
神戸研究会秋会議『世界人権宣言並びに経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約に含まれる、経済的、及び社会的権利に関する問題と発展途上国の人権に関する特別な諸問題の研究』	18
日吉研究会秋会議新メン A 議場『南ローデシア情勢』	20
日吉研究会秋会議新メン B 議場『南ローデシア情勢』	23
早稲田研究会秋会議『キューバ危機』	28

京都研究会新メン会議『クリミア危機 2014』

会議監督：椿 進太郎

1. 会議概要・目的

議題 『ウクライナの領土保全 Territorial Integrity of Ukraine』

概要

本会議は、国連総会決議 A/RES/68/262 の採択を行った国連総会の議場を模擬した会議である。本議題は、2014 年 2 月下旬から 3 月にかけて発生した、ロシアによるクリミア半島の一方的編入を非難するために行われた国連総会決議『ウクライナの領土保全』を模擬したものである。危機の概要としては、ウクライナ領土であるクリミア半島にロシア軍とみられる徽章をつけていない武装勢力が侵入し、クリミアの行政機関庁舎や空港の占領の後、クリミア自治共和国政府が、クリミア半島をロシア領土に編入することに賛成するとの住民投票を一方的に実施し、その“賛成多数”をもってクリミア半島がロシア領土に編入された一連の動きを指す。

目的

本会議は京都研究会の新メン会議として実施された。京都研究会では例年、秋の時期に、フロントを旧メンが務め、新メンがデリとして参加する形の新メン会議を行なっている。この会議では、関西大会や九州サマーセッションなどを経て、吸収した戦術や技術を試す場として、あるいはデリとしての技術向上や新メン同士の交流促進の目的を持って会議が行われている。本会議の設計上の目的としては、インフォーマル、コーカス、それぞれにおける交渉、決議作成という模擬国連の基本的な要素を重視して会議設計を行なった。

2. 会議の経過、成果文書について

会議の経過

本会議は、事前会合(4 時間)、本会合 2 日間行われた。事前交渉は本会議では行わなかった。

事前会合

本会議の事前会合では、「論点案」の採択を目標とした。本会議ではフロント TT 案を用意しており、いわば箱が存在する形で、その箱の中身を決定するという形をとっていたためである。

事前会合はオールコーカスで行われた。最初に西側先進諸国とロシア側諸国のそれぞれの陣営内で論点案のすり合わせが行われ、最終的には両者の案がコンバインされ、一つの論点案となった。しかし、採択前に、論点案の特記事項として主としてロシア側諸国が提案していた、以下の特記事項の全削除を求める西側諸国が、その削除を行なった論点案を提出した。採決の結果、ロシア側諸国案が採択され、事前会合を終え

た。

論点案

Cuba

大論点①クリミア共和国の独立と編入について

中論点①自決権について

中論点②住民投票の正当性について

中論点③国際社会の対応について

大論点②武力行使について

(大論点②のインフォーマル内において)住民の保護について言及は確実

特記事項

・インフォーマルと決議案の関係

インフォーマルで議論されたことをもとに決議案を作成すること。

・3分の2以上の賛成により論点案を変更することが出来る。

※括弧内筆者注

本会合(ロビイング+インフォーマル)

本会合でのインフォーマルは1日目の冒頭と終盤を除くほぼ全てのタームにわたって行われた。1日目の冒頭にロビイングコーカスが行われ、インフォーマル戦略を各陣営、各国で調整した。その後はTTに従ってインフォーマルが行われたが、ロビイングコーカス後冒頭で再度コーカスが提案され、可決するという動きがあった。インフォーマルでは、大きく3つのグループによる活発な討議が見られた。西側先進国、ロシア側諸国、そして中間国である。議論されたテーマは、先に掲載した論点案に従った話し合いが行われた。その中でも、コソボ紛争の例は複数の論点にわたって、その類似性を指摘する議論や、逆に比較の結果今回の事例では当てはまらないといった議論が行われた。各国、各陣営ごとに活発な主張が見受けられた。

本会合(コーカス)

1日目終盤から2日目終了までにわたってコーカスでの交渉がなされた。このフェーズでは、インフォーマルで話し合われた内容に基づいて、決議案の作成や、決議の賛成票集めが行われた。このコーカスを経て、最終的に議場には2本の決議が残ることとなった。西側先進諸国決議およびロシア側主導の決議である。

成果文書について

今回の会議では、採決において西側先進諸国決議が落ち、ロシア側主導の決議が可決することとなった。その両者の決議は以下に掲載した通りである。今回採択されたロシア側主導の決議について簡単に述べると、何点か疑問点が残る。その中でも大きいと思われる一点のみ述べると、本決議では、「ウクライナの国家統一及び領土保全の部分的又は全体的な破壊を目指す武力を用いた行動を断念するよう求める」内容の

主文が存在する。もちろん、こうした内容はロシア側諸国にとって受け入れがたい主張のはずで、何としてもその可決は避けたいはずであるが、この決議はロシアやベラルーシなどを含む諸国の賛成多数によって可決された。

西側先進諸国決議

Sponsors: Canada, Poland, Republic of Moldova, Ukraine, United Kingdom and United States of America

Signatories: Azerbaijan, France and Germany

Territorial integrity of Ukraine

総会(The General Assembly)は,

すべての国は、国際法の下での自らの義務を遵守しなければならないことを再確認し(Reaffirming),

国家間の法の支配の促進における国際連合憲章の第1章に掲げられる国際連合の目的に導かれ(Guided by),

国際連合憲章第1条に基づき、加盟国の各々が国際的な事態を国際法の原則に従って解決するよう行動することを確認し(Affirming),

国際連合憲章第2条第4項に基づき、すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇または武力の行使を、いかなる国の領土保全または政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならないことを確認し(Affirming),

2014年3月15日に行われた安全保障理事会において決議案がロシア連邦の拒否権の行使によって否決されたことを憂慮し(Regretting),

ウクライナは主権国家であり、独立した民主的かつ法治的国家であることを定めるウクライナ憲法を認識し(Recognizing),

国際連合憲章に従った諸国間の友好関係と協力に関する国際法の諸原則についての宣言を承認した、1970年10月24日の総会決議2625(XXV)を想起し、国の領域は、武力による威嚇又は行使の結果生じる他の国による取得の対象とされてはならないこと、及び国の領域または国民的統一及び領土保全の部分的または全体的破壊に対しても、または政治的独立に対して行われるいかなる試みも、憲章の目的及び原則に反するものであるというそこに含まれた原則を再確認し(Reaffirming),

国際連合憲章第2条第3項に基づき、すべての加盟国はその国際紛争を平和的手段によって国際の平和及び安全並びに正義を危くしないように解決しなければならないことを確認し(Affirming),

武力による威嚇又は武力の行使の結果として生じるいかなる領土の取得も合法的なものとは認められないことを再確認し(Reaffirming),

1975年8月1日にヘルシンキで署名された欧州の安全保障および協力に関する会議の最終議定書、および1994年12月5日の核兵器の不拡散に関する条約へのウクライナの加入に関連した安全の保証に関する覚書、1997年5月31日のウクライナとロシア連邦との間の友好、協力および協力関係に関する条約を想起し(Recalling),

ウクライナはクリミア自治共和国の自治を認めており、内的自決が否定されていないことを強調し(Emphasizing),

暫定ウクライナ政府が、2014 年 3 月 16 日にクリミア自治共和国およびセバストポリ市で行われた住民投票を承認していないことを強調し(Underlining),

人民の自決権における救済的分離は、クリミア自治共和国のウクライナからの分離独立およびロシア連邦への編入において適用できないことを確認し(Affirming),

OSCE の軍事訪問団が警告射撃を受けたことによりクリミアへの訪問を阻止されたことを憂慮し(Regretting),

1. 全ての当事者による国連憲章の十分な尊重を求める(Calls Upon);
2. 国際的に認められたウクライナの国境の範囲内での同国の主権、政治的独立、国家的統一および領土的統一を確認する(Affirms);
3. 国際法における人民の自決権を確認する(Affirms);
4. ウクライナとロシアを含むすべての当事国に対し、直接的かつ包括的な政治対話により、事態の平和的かつ即時的な解決に向けて努力すること、また、国際機構や専門機関などによる調停手続きの進行に協力することを要請する(Calls upon);
5. ロシア連邦をはじめとする全ての当事国家に対し、武力の威嚇又は使用もしくは他の違法な方法を通じたウクライナの国境を変更するいかなる試みを含む、ウクライナの国民統一的及び領土保全の部分的又は全体的破壊を目的とした行動を禁止することを要求する(Calls upon);
6. ロシア連邦をはじめとする全ての当事者に自国が署名した上述の文書及び条約に定められた項目及び義務を直ちに誠実に履行することを要求する(Calls upon);
7. 国連憲章第 2 条第 4 項に違反するウクライナへの武力行使に対して遺憾の意を表明する (Proclaims);
8. クリミアタタール人をはじめとする少数者に属する人の権利を含む、ウクライナにおける全ての人の権利を保護することにおいてウクライナを支援する国際連合、欧州安全保障協力機構並びに他の国際的および地域的機構の努力を歓迎する (Conglutinates);
9. 2014 年 3 月 16 日にクリミア自治共和国およびセバストポリ市で行われた正当性を有していない場合、ウクライナ憲法に違反する住民投票は、クリミア自治共和国及びセバストポリ市がウクライナから独立し、ロシア連邦へ編入することにおいて、一切の根拠とならないことを強調する (Emphasizes);
10. クリミア自治共和国及びセヴァストポリ市において 2014 年 3 月 16 日に行われた住民投票が、クリミア自治共和国及びセヴァストポリ市の地位の変更の基礎になりうる正当性を保障しうるか否かに関し意見の相違がみられることに留意し(Keeping in mind);
11. すべての国家、国際組織及び専門機関に対して、上述の住民投票に基づくクリミ

ア自治共和国及びセヴァストポリ市の地位がいかなるものであるかを確認するよう求める(Calls upon);

12. すべての国家に対し、国際司法裁判所等による公平な判決に基づき、特定の国家による国際法違反が認められた場合には、それに関する、全ての違反に対する説明責任を果たす必要性があることを表明する(Proclaims);

13. この問題に引き続き取り組むことを決定する(Decides).

ロシア側諸国決議

Model United Nations

MA/RES/68/262

General Assembly

27 March 2014

Original: Japanese

Sixty-eighth session

Agenda item: Territorial integrity of Ukraine

Resolution adopted by the General Assembly on 27 March 2014

68/262.

総会(The General Assembly)は、

国連憲章第 1 条及び国際人権規約共通第 1 条にも明記されている人民の自決の権利を確認し (Affirming),

クリミア自治共和国の独立に際し、在外自国民のための軍事行動が正当な側面を持つことを理解し(Understanding),

1. 自決権は守られるべきであり、民族固有の権利であることを再確認する (Reaffirms);
2. 当事国に対して、以下のことを求める (Requires):
 - a) ウクライナの国家統一及び領土保全の部分的又は全体的な破壊を目指す武力を用いた行動を断念するよう求める (Requires);
 - b) 武力を用いない直接の政治対話を通じたウクライナ情勢の平和的解決を直ちに追求し、緊張を増加させうる一方的な行動及び煽情的な言葉遣いを控えるよう求める (Requires);
3. 対話による平和的解決の重要性を確認する (Affirms);
4. 対話による平和的解決のため、国連、欧州安全保障機構、その他の国際的および地域的組織の努力を歓迎し、国際的な解決努力に応えることを推奨する (Recommends);
5. クリミア自治共和国及びセヴァストポリ市において 2014 年 3 月 16 日に行われた住民投票が、クリミア自治共和国およびセヴァストポリ市の地位の変更の基礎になりうる正当性を保障しうるか否かに関し意見の相違がみられることに留意する (Reminds);
6. すべての国家、国際組織及び専門機関に対して、住民投票に基づくクリミア自治共和国及びセヴァストポリ市のあらゆる地位を確認するよう求める (Requires);
7. ウクライナ憲法に基づいた住民投票を国際機関、または第三国のもと、再び実施しうることに留意する (Notes).

3. 会議総括・課題

会議総括・課題

本会議では、準備段階から非常に高い熱量をもって会議準備に取り組んでいただいたデリが大変多く、フロントとしてはうれしい限りであった。本議題は、去年の京都研新メン会議と同じ議題を採用しており、フロントは去年も同じ会議を経験していたため、そうした観点でも感慨深い会議であった。ここからは各要素を簡単に振り返っていく。

インフォーマル全体としては、ロジック披露大会とはならなかった。相手の主張に対し、反論を行うという形での議論がなされていた。それは良いことであったが、相手への反論を行うことにこだわり、妥当な反論や議論展開を行えておらず、度々話が噛み合わない点が見られたのは課題であった。また、実質議論において不利な議論を強いられるロシア側は遅延行為でインフォーマルを乗り切る戦術をとったようであるが、これはこの会議でしか許され得ない戦術といえるだろう。

コーカスにおいては、全体として自陣営や自国と近しい陣営内での調整に時間を割きすぎ、全体の票読みに失敗していた感がある。もっと大局観を持った分析ができるとさらに良かったと思われる。

しかし、全体としては議論や交渉は非常に活発に行われ、次の会議につなげるいい土台となったのではないかと思われる。この場を借りて改めて今回の会議に関わっていただいたフロントやデリの皆様、当セクの方々に御礼申し上げる。

国立研究会秋会議『ヒトクローン個体産生禁止条約』

会議監督：内田 岳広

1. 会議概要・目的

ヒトクローンの産生を規制する条約は、2001年8月にフランス・ドイツが共同で国連事務総長宛てに提出した書簡によって提案され、第56会期国連総会においてアドホック委員会が第六委員会の元に設置された。その後の議論においては、フランス・ドイツの提案していた、まず圧倒的な倫理的問題を有するヒトクローンの個体を作ることをのみを規制し、それ以外の規制については検討を後に行うという部分規制の案と、コスタリカなどカトリック諸国等が推す、ヒトクローニングの技術を用いる、個体作成以外も含むすべてのクローニングの規制を行うという全面規制の案の間の対立が主であり、結局史実においては59会期で法的拘束力のない宣言が出て議論は途切れた。この会議は、まだ法的拘束力のある文書への道も見える段階であった、第58会期国連総会の第六委員会での議論を模擬し、どのような結末が可能であるのかをデリに問い、法的拘束力のある文書の策定を第一の目標とし、議論の進展を目指した。

2. 会議の経過、成果文書について

今会議においては、史実においても条約案が議場でみられるなど条約を見据えた形で議論も見られることを鑑み、一般的な決議と条約の両方の採択を可能として、条約の採択という形でのヒトクローニング規制における大きな前進と、一般的な決議という形である程度の議論の進展の両方を成果文書として示せるようにした。

1日目においては、議論議論を行い、これは部分規制派と全面規制派の両者が同意するが、代わりに論点をあまり細かく分けない形での論点案が採択されて終わった。その後、論点案に従って議論が行われたが、特に、部分規制派と全面規制派の一部の国々の間で大きく解釈が異なる、「ヒト」の定義が話されない論点になっていた点に起因して、議論が混乱する場面もあったが、「ヒトの尊厳に反するクローニングは禁止されるべき」という合意などが取られた。

2日目においては、まず、1日目の議論を基に具体的な今後の規制の在り方に関する議論が行われたが、部分規制派と全面規制派の対立はあまり解消されず、今会期での法的拘束力のある文書は難しいという共通認識のもと、コーカスに移行することとなった。コーカスでは、当初全面規制派と部分規制派で別れて交渉が行われたが、のちに全面規制派の文言をベースに決議案の交渉が行われ、決議が採択されるに至った。

成果文書の内容としては、今会議での議論をまとめたものとなったが、特にヒトの尊厳に反するクローニングは禁止されるべきという点や、受精卵を用いたヒトクローン技

術に倫理的問題がある点などの合意が成果文書に載った点は議論の進展を示すものとなるであろう。しかし、同時に今会議において議場で条約は難しいという共通認識が生まれてしまった点というのは、全面規制派・部分規制派の両者が法的拘束力のある文書を望んではいるという状況を考慮すると残念とは言えよう。

3. 会議総括・課題

本会議は、終着点を考慮して議論をするという点をフォーカスに持ってきた会議であったが、そのためには相手との妥協点を深く検討し、史実とは異なるかもしれないが、国益に即した終着点を見据えて議論を組み立てる必要があった。しかし、会議準備の時間がフロントの不手際により短めになってしまった点などにより、これが十分にできたデリは少なくなってしまう、結果として、あまり議論の進展を目指していたように達成できたとはいいがたい点もあった。

Fifty-eighth session

Sixth Committee

Agenda item 158

International convention against the reproductive cloning of human beings

Draft Resolution

Sponsors: Belugim, Costa Rica, Germany, Spain, Mexico, United States of America

Signatories: Russian Federation

The General Assembly,

前文,

1997 年 11 月 11 日に国際連合教育科学文化機関総会で採択された「ヒトゲノムと人権に関する世界宣言」、特にその第 11 条で、ヒトの生殖クローンのような人間の尊厳に反する行為を認めてはならないとされていることを想起し (*Recalling*),

また、1998 年 12 月 9 日のユネスコ総会決議 53/152 により、「ヒトゲノムと人権に関する世界宣言」を承認したことを想起し (*Recalling*),

2003 年 4 月 25 日の人権委員会決議 2003/69 (「人権と生命倫理」と題する、同委員会の第 59 会期で採択された決議) を留意し (*Bearing in mind*),

また、2001 年 7 月 26 日の経済社会理事会決議 2001/39「遺伝子のプライバシーと非差別」を留意し (*Bearing in mind*),

1947 年にニュルンベルク裁判の一環として生まれた「ニュルンベルク倫理綱領」を留意し (*Bearing in mind*),

人間の尊厳は最大限に守られるべきであり、何事よりも優先されることを強く強調し (*Strongly Emphasizing*),

生命科学の急速な発展及びその応用の一部により、人類の尊厳及び個人の人権に関して提起される倫理的な問題があることを認識し (*Recognizing*),

生殖目的のヒトクローン作成は、非倫理的であり、道徳的に非難されるべきであり、人間に対する然るべき敬意に反し、正当化も容認もできないことを確信し (*Convincing*),

世界人権宣言に述べられているように、人類家族のすべての構成員の固有の尊厳及び平等かつ譲ることのできない権利を承認することが、世界における自由、正義及び平和の基礎であることを想起し (*Recalling*),

あらゆる形態のクローン技術によってもヒトクローン個体を生成してはならないことを認識し (*Recognizing*),

受精卵や胚の使用において生み出した母体の権利を考慮し (*Taking into consideration*),

人間は生まれながらに、自由であり、且つ尊厳と権利とにおいて平等であり、ヒトクローン技術研究がこれを損害することを禁止されることを考慮し (*Taking into consideration*),

生殖クローニングが関係する個人に対して意味し得る医学的、身体的、心理的及び社会的性質の重大な問題について懸念し (*Noting with regret*),

クローン技術を禁止、管理、規制する既存の各国の取り組みを歓迎し (*Welcoming*),

国際連合のすべての加盟国又は専門機関若しくは国際原子力機関の加盟国に開かれた特別委員会を設置することを決定した 2001 年 12 月 12 日の決議 56/93 を想起し (*Recalling*),

喫緊の課題として、個人の尊厳に対する侵害を防止することを決定し (*Deciding*),

受精卵を用いるヒトクローン技術に倫理的な問題が存在しうることを確認し (*Affirming*),

1. 条約は人間の尊厳または国際人権法に違反するクローン技術の禁止を目的とすることを決定する (*Decides*),
2. 主文 1 に留意して条約のテキスト草案を緊急課題として作成するため、遅滞なく速やかに特別委員会を再開するよう要請するとともに、第 6 委員会のワーキンググループの枠内で 2004 年の第 59 回総会中に作業を続けるよう要請する (*Requests*),
3. 各国に対して、人間の尊厳に反する
4. クローン製造の禁止を国内法で採択するよう要請する (*Calls upon*),
5. 各国に対し、条約の発効を待つ間、ヒトの生殖に関するクローン技術の禁止のための暫定的措置をとり、規制、モラトリアムまた

- は禁止を通じて他の形態のクローン技術を管理するよう要請する (*Calls upon*),
6. 各国に対し、人間の尊厳または人権法に反する可能性のあるヒトクローンの技術を禁止するために必要な措置を採用するよう求める (*Requires*),
 7. クローン技術における女性の搾取を防止するための措置をとることを強く要請する (*Calls Upon*),
 8. ヒトクローン技術に使われる可能性のある資金を、飢餓、砂漠化、乳児死亡率、ヒト免疫不全ウイルス／後天性免疫不全症候群 (HIV／AIDS) を含む疾病など、途上国の緊急のグローバル課題に向けるよう国やその他の団体に奨励する (*Recommends*),
 9. 事務総長に対し、特別委員会の業務遂行のために必要な施設を提供するよう要請する (*Requests*),
 10. 特別委員会に対し、交渉の過程における国際連合機関及び所管国際機関の貢献を考慮するよう要請する (*Requests*),
 11. 特別委員会に対し、その作業について第 59 会期の総会に報告するよう要請する (*Requests*),
 12. 第 59 会期の暫定的な議題に「ヒトの生殖に関するクローン作成に反対する国際条約と題する項目を含めることを決定する (*Decides*).
-

論点

確認：「クローン技術によるヒトの創出、若しくはヒトの創出を目的としたクローン技術の使用（両者を合わせて生殖クローニングとする）を条約において禁止しなければならない」

大論点 1 「現時点で、生殖クローニング以外の禁止すべき、クローンに関連する行為はあるか否か。（＝現時点で条約において制限をかけるべきものは、生殖クローニング以外にあるか否か）」

大論点 2 「クローン禁止に向けてのプロセス」

クローン技術の禁止を進める上で 1 であげたものを元に、どのようなプロセス(今後の方針など)で進められるべきかについてあげてその内容を決定する。

神戸研究会秋会議『世界人権宣言並びに経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約に含まれる、経済的、及び社会的権利に関する問題と発展途上国の人権に関する特別な諸問題の研究』

会議監督：一色 正太郎

1. 会議概要・目的

まずは議題について、外観を述べたいと思う。この議題の正式名称は上記のとおりであるが、通称『発展の権利』と呼ばれるものである。1986年の『発展の権利宣言』で世界に確立し、1993年の『ウィーン人権宣言』にてその具体的な実行措置が検討された権利であるが、その過程は長いものであった。その中でも今回の会議は宣言起草の初期段階（1979年の国連人権委員会第35会期）を模擬した。

次に会議の目的について述べる。本会議は新メンのみ、その中でも過去に会議を経験したことがある人たちを対象とした会議であった。この特性を考慮し、彼ら彼女らが秋会議までに見えてきた課題を解決する、もしくは（課題が明確でない人に対しては）自分ができることをやった上で見えてきた自分の課題を解決するための会議として位置付けた。その中で掲げた会議コンセプトが"No Think, No Progress"であった。これは、自分が担当する国がどのような発言をするのか、議事録を見てそれをコピペするのではなく、発言に対する根拠、つまり、なぜその発言をするに至ったのか、どのような背景があるから今回の会議で行動するのかを考えることによって成長していこうというものであった。

また、今会議にはインフォーマルに重点をおくことで、丁寧な議論、論構築をしてもらうというコンセプトも含んでいた。これを掲げた理由としては、ディレク自身がこれまでに参加してきた会議において議論議論やインフォーマルでの紛糾を経験してきたことを挙げる。こうした紛糾の原因を考えるにあたって、丁寧な論構築を行い、それに依拠した議論こそがインフォーマルにおいて合意可能領域、交渉可能領域を導くと仮説を立て、会議とした。

2. 会議の経過、成果文書について

会議流れとしては、会議前に3日間の事前交渉期間を設け、その後二日間本会合を行った。事前交渉では各自がフロント案をもとにしたTT案交渉を行ったり、グループ内調整を行ったりと各自が積極的にアプローチをかけていった。

本会合では、事前交渉で出てきたTT案をもとにその策定を最初に行った。このTT案の議論は1日目の約7割の時間を占めることとなり、その中身に関してもその発言に各国の

意図が見え隠れするようなものとなっていた。しかし、時間的制約から最終的に TT 案は駆け足で採択され、その内容も論点のいくつかを削除、変更するなど議論の内容に見合わない形の TT 案採択となった。1 日目の夕方から実質議論を開始し、インフォーマルへと移行した。このインフォーマルでは各国が主張、質問・回答、懸念、反論を行った。2 日目の午前中には1日目のインフォーマルでの実質議論の続きがなされた。その後、コーカスにて文言作成に向けて各国がグループを形成していった。

最終的に提出された文書については、史実よりも中身が弱くなっていた。具体的に述べると、発展の権利の性質について史実では言及されていたのに対し、今回の決議では次回の会合に委任すると結論づけた。そのため、性質や定義などの具体的に言及する文言は提出されずに会議は終了した。

3. 会議総括・課題

本会議ではインフォーマルを行うことによって、各国間の合意可能領域、交渉可能領域を見出し、コーカスにつなげてほしい。そのために丁寧な議論をおこなってほしいという思いがあったのだが、結果としてインフォーマルにかかる時間が短かった、そして反論で終わり、結局全体合意が確認されなかったことから、フロントの想定とは若干乖離したものとなった。その一方で、各自その発言に「なぜか」の裏打ち、つまり具体的な根拠やそれに相当するようなロジックを持って発言、行動することはできていた。特にコーカスにおいては各自がシナリオの場合わけをおこなっていたことから、変わりゆく議場の中であっても積極的に動くことができていた。

しかし、各自のコーカスでの働きを見ても、インフォーマルの扱い方に関しては1つ課題と言える。インフォーマルで何のために長い時間をかけて TT 案に対する議論を行うのか、またどうして各国が意見表明を行うのか、つまりインフォーマルとコーカスの接続性、関係性を意識した会議行動が課題であるといえる。

また、これはこの会議をやってみて思ったことなのだが、この議題の難易度は決して新メンに適しているとは言えない。さらに言えば、会議日数が2日の会議向けとは言えない。この議題は人権と経済発展の2つが交差するその特徴から、事前のリサーチも広範に及ぶものであった。議論段階に至っても、各国の戦略を最大限に引き出す、反映させるためにも、TT 案議論（議論議論）を事前会合と1日目を通じて行い、2、3日目を用いて実質議論を行うことをお勧めする。

日吉研究会秋会議新メン A 議場『南ローデシア情勢』

会議監督：大野 秀征

1. 会議概要・目的

(ア) 会議概要：1966 年 12 月、南ローデシア共和国と英国の交渉が決裂したのち開催された国際連合安全保障理事会会合 1331-1340 の模擬会議。

日程は 2022 年 9 月 23 日を事前会合（オンライン）24,25 日を本会合に据えた。

議場は模擬国連 1 年目（新メン）を対象とした 2 議場のうちのひとつで、会議監督と秘書官 3 名が新メン（議長、副議長は旧メン）であり、フロントもデリも新メンの新メン会議であった。

大使としての参加者は日吉研究会 16 名、駒場研究会 2 名、四ツ谷研究会 2 名であった。（フロントは全員日吉研究会）

(イ) 会議の目的：

会議コンセプトを”reflections”と設定し、会議を通してデリ・フロントともに「模擬と自分のあり方」を模索することに主眼を置いた。特に新メンは関西大会/九州 SS を経験した者にとって終了後初の研究会会議となり、関西大会/九州 SS を経験しなかった者にとっては前期会議以来の久々の会議となったはずであり、模擬国連への温度感がかなりバラけていく時期と想定した。この「バラけ」を折角ならば良い方向、つまり折角会議に出てくれるのならば、どこかに模擬国連の面白さを感じ取ってもらう方向、に持っていこうというのが会議監督の心意気であり、終始これを意識して会議に臨んだ。

2. 会議の経過、成果文書について

(ア) 会議の経過

① 事前会合

US, UK, Zambia による三つ巴の代表者会合的な形で事前会合は進み、最終的に三者のギリギリの妥協の結果として論点 TT 案が採択された。なお、採択された論点 TT 案は AA 諸国にとって相当主張の幅を狭められるものであったために、本会合の混乱を招くことにつながった。

② 本会合

前日の事前会合にて設定された論点 TT 案通りに議論が始まったものの、TT 案制作側の想定よりも遥かに弱く短い形で AA 諸国の主張がなされたため、今会議の主要な争点の一つ目であった国連憲章第 7 章の文脈における議論が TT 案よりも前倒しで終了し、成果文書に対する文言レベルの合意がモデにおいてなされた。並行して憲章解釈の問題が再燃し、条文間の関

係と条文内の文言同士の関係についての誤解が議場内に広がっていった。南ローデシアへの措置内容の議論は主張、質問、懸念、反論までを一通りモデで処理したが、それ以上の議論については議論構造的にもアンモデで解決するほかなく、二日目はその大部分が個別交渉と文言策定に終始した。最終的には DR は 1 点、これに対する友好的修正案と非友好的修正案がそれぞれ 1 点出、非友好修正案は承認されず、有効的修正案が承認されたため、これが採決にかけられた。最終的にこの案が可決され、今会議は閉幕した。

(イ) 成果文書について

- ① 概観：植民地保有国に対して有利かつ、AA 諸国にとっては厳しい内容となった。モデでの議論は踏まえられたものではあったが、AA 諸国の強引な主張により、モデにおける合意に完全に拘束されたものとは言えないものである。
- ② 前文：特定の国家に対する批判は抑えられ、これまでの宣言などで再確認したものは以前の安保理決議にとどまった。周辺地域において「憲章 50 条に対応が積極的に取られるであろうことを確認し」という文言が入ったことにより、幾分か周辺地域に配慮した前文となつてはいるものの、これが実際に実効性を伴うかについては疑義がある。
- ③ 主文：主たる構造としては
 1. 憲章 39,41 条に基づき行動することの決定
 2. 加盟国を拘束する経済的強制措置の内容
 3. 安保理が継続して議論することの確認・決定
 4. 植民地独立付与宣言の想起

である。主たる争点は 41 条か、42 条かといった点であったため、植民地保有国並びに英国・南ローデシアにとっては比較的穏健な対応となったと言える。また、禁輸品目については微妙な調整が行われ、隣国ザンビアの経済状況に配慮したものになったといえる。植民地独立付与宣言の再確認については、単純な再確認のみに終わったため、史実決議に見られるような「闘争の正当性」などの文言はなく、宣言を引用する形式の中ではかなり弱い文言に落ち着いたと評価できる。

3. 会議総括・課題

(ア) 会議総括

- ① 他研の参加：2022 年の日吉研究会の会議においては、他研の新メンが参加した会議はこれが初めてであった。会議的に主要な国を他研新メンに任せただことから、議論の主体として日吉新メンが積極的に介入するのは難しい状態にあった。しかしこれは実際の準備量を反映した結果ともいえ、十分に準備をしたデリが会議においても目立っていた印象を受ける。

- ② 法議論：28 期新メンが参加する日吉研究会の会議としては、国連憲章をここまで理解する必要に迫られた会議は初めてであった。殆ど触れてこなかった憲章の構造・内容とその解釈（+ α でその差異）について理解することのハードルは新メンにとって非常に高かったであろうし、この検証理解の不十分さは多くのデリに見られた。また、憲章理解に時間を割きすぎたデリも散見された。
- ③ 議論の型：今会議が初参加となるデリもいたため、模擬国連の進行についてフロントからかなり入念にサポートをした。特に理解が困難と思われたデリに対しては秘書官が個別にアドバイスなどをするこゝもあったが、会議全体として議論の型などに関する理解・実践の程度はまちまちであったといえる。
- ④ 「主張」の意義：会議においては、「主張しない」とことと「譲歩」を混同した様子の大使が散見された。実際には主張がなされておらず議論の応酬は起こらなかったが、それは譲歩であるとして他の場面において相手から譲歩を引き出そうとする姿勢であったが、これは論理的に受け入れるのが厳しい。合意は拘束すること、主張しないことは譲歩と同義ではないことに関する一層の理解が必要であった。
- ⑤ 総括：結果的に「バラけ」の幅は大きくなった。会議後に感想を聞く限りは、これを機にしばらく会議から遠ざかろうと考える者、日吉の会議で頑張ろうと決意する者、模擬国連のあるべき姿を追求しようと走り出した者など、参加者がこれから模擬国連にどう向き合うかはそれぞれに異なり始めたと考えられる。この点において会議は予想に近い形で終了したが、「バラけ」の幅は会議監督の想定よりも大きくなった。

(イ)課題

- ① 楽しさ-難しさ の調整：今会議に限った話ではないが、楽しさと難しさの調整にかなり苦慮した。ある程度は議題に固有のものであろうが、フロントの干渉、介入の度合いによってはデリに合わせた微妙な調整ができたとも考えられる。今回が初めての会議となるデリがいること にまで配慮した準備を進められず、模擬国連の概観を掴むことに相当困難を要したデリがいることは反省すべき点である。議論進行などある程度普遍的な要素については統一した解説資料を用意するなどして対応することが考えられる。
- ② 議事進行の対応：フロント内においても修正案の処理まわりで混乱が見られ、ここについては議論進行の準備が甘かったと言わざるを得ない。結果的にデリに対しても混乱を招くことになったため、特に情勢系会議のフロントは入念な準備が求められることを痛感した。

日吉研究会秋会議新メン B 議場『南ローデシア情勢』

会議監督：奥泉 千鶴

1. 会議概要・目的

・ 会議概要

議題：Great Britain and Northern Ireland to the United Nations addressed to the President of the Security Council"(S/7610) ".

Question Concerning the Situation in Southern Rhodesia 南ローデシア問題

1966 年 12 月に南ローデシア共和国と英国との交渉が破断に終わり、その後に国際連合安全保障理事会が開催される。議場では、おおまかに南ローデシアにおける現状が脅威認定に値するか(憲章 7 章に該当するか)、どのような措置を取っていくべきかについて話合われた。

日程：2022 年 9 月 23 日 事前会合(オンライン)

2022 年 9 月 24 日・25 日 本会合(対面)

今会議は新メン議場と上級生議場にわかれてる。また、新メン議場は A 議場と B 議場の二つの議場を設け、私は B 議場の会議監督を担当した。新メン議場では、会議監督、秘書官は新メンが担当した。フロントもデリも新メンで行っていく貴重な会議である。

・ 会議目的

今会議のコンセプトは"reflections"であり、会議を通して今までの自分の「反映」やリサーチや会議での自分を「振り返り」を通して『模擬と自分のあり方』を模索してほしいという意味を込めている。模擬をしている動機や目的はどんな形があってもいい、自分が楽しいと思える部分や力を注ぎたいと思えるところも人それぞれだと思う。そんな、模擬に対する自分の思いや目的をちょっと発見できたり、考えてみるきっかけになるような会議にしたいと考えて会議準備を進めてきた。こういった自己を見つめるということは、新メン議場という特殊な会議だからこそできることなのではないかと考えて注力した。

2. 会議の経過、成果文書について

・ 会議の経過

《事前会合》

ざっくりと UK と US(私が US を担当しました)、USSR+第三世界という構造で議論が進んでいった。事前会合では、自決権の議論をどう扱うか(脅威認定のフェーズに入れるか)や措置の内容において軍事措置と非軍事措置をわけて話すかなどが議論されたが、十分な議論とは言えず結局時間に間に合われるための論点ができたと考えられる。これは、本会合において論点認識の齟齬や論点が議論しづらいものになったりなど、会議の混乱を招いた。今会議において新メンは事前会合の重要性を認識することができたのではないだろうか。

《本会合》

まず初めにアンモデが行われ陣営ごとの交渉が始まった。このアンモデで東西対立が顕著化した。ここでは、両陣営とも各国が持っている DR 草案や論点における陣営ごとのまとまりの確認を確認していた。

(モデ)

また、確認事項というフェーズを設けたがここでは各国の状況における認識を共有しただけで議論にはならず、またこれが次の議論で活かされていたのかは謎である。

脅威認定の議論では、脅威か否かの認識を説明するだけで議論というよりは主張のぶつけ合いになってしまった。そのため争点化されて実際脅威認定するか否かは最後のアンモデまで決まらなかった。

措置の議論では、非軍事措置・軍事措置の必要性及び内容について議論することになっていたが論点をしっかり設けることができず、主張が乱立してしまった。そのため、ここでも争点化されてアンモデに持ち越された。

(アンモデ)

陣営ごとの交渉が進められ、東西での合意を取ろうとする姿勢はあまりみられなかった。

また、東側ではザンビアと USSR やウガンダ、マリがそれぞれの案をすり合わせていて、まとまるのに時間がかかっていた。西側は UK、US が舵を取り、UK 案をベースに DR をまとめていった。しかし、この二つの DR をコンバインする動きがなかなか起こらず(最後の最後にまとめようとしたが中々各国が妥協できなかった)、DR がでないことを懸念した UK は先に西側案(ある程度の妥協をした)を提出した。これに対して東側も修正案(非友好的)として提出し、西側のさらなる妥協案として修正案(友好的)が提出された。

(投票)

投票では、東側案が先に採択にかけられ棄権多数で落ちた。(議長のミスにより当日は採択されたが、後に落ちていることを確認し、DR は出なかったことになった)

また、投票の方法が理解できていない部分も大きくプロシージャ周りの理解も必要だと感じた。

・成果文書

①脅威認定された（7章下の措置）

②植民地独立付与宣言に基づく自決権の享受を保証するための闘争の正当性が認識された

③石炭・工業製品の輸入の禁止が決定された

④品目に銅・たばこが入れられなかった

⑤南ア・ポルトガルに対して決議の履行を要請した

⑥6ヵ月以内に効果がなかった場合、英国に問題解決への責任ある行動を要求する

以上のように史実よりは第三世界・東側陣営よりの決議になったと考えられる。特に南ア・ポルトガルの文言と石油・工業製品に関しては、史実には入らなかった文言であり、当時のDRよりも実効性が強いDRになった。

ただ、⑥の文言でなぜ6ヵ月以内にしたのか、そして今会議で英国に問題解決の要請をしたのかを問いたい。

そもそも、これまでの決議(決議202号、決議217号)において、英国へ問題解決のためのあらゆる措置を取ることを要請してきた。

果たして、この文言にこだわることは今会議における第三世界・東側の国益に沿っていたのだろうか。自国の国益と照らし合わせて文言交渉してほしい。

また、モデで議論したことがアンモデで議論されなかった点を踏まえてちゃんと各国が議論し導き出したDRとは言い難い。

結果として採択されず落ちたDRなので今会議ではなんの成果も得られなかったと言えよう。

3. 会議総括・課題

・会議総括

(会議)

全体において新メンらしい議場になったと思える。モデ・アンモデそしてDRの成す意味や議論の仕方、交渉の仕方がまだきちんと理解できているデリが少なかったように思える。(私も含め)

今までの会議は上級生がメインで議論してたこともあって、新メンが主導を握って議論していく場が無かった。それもあってか、模擬の進め方は知っているもののその中身の意味や目的を理解する機会が無かったのではないかと考えられる。

今会議では、目的なく行動しているデリが多くいるように感じたがこれらの行動を及ぼす結果として議論の收拾がつかない、DR が提出されないということが起きたと感じられる。

B 議場としては、会議内容としては良い会議だったといえるような会議では無かったが、これから学べることや経験は新メンにとってかなり大きいものになったのではないだろうか。

(フロント)

初フロントであり、ままならないことが多かった。BG の作成やリサーチというよりは、フロントを回していく作業やメンターでデリにどう教えるか、どこまで介入すべきかなどの面で苦心した。フロント運営に関しては仕事の割り振りや組織としてどのように進めていくかを考えていなければならぬものの、私一人ではそれができず上級生のセクに助けをもらいながら進めた。

メンターでは、リサーチが順調に進んでいるデリやメンターを通して思考していくデリなど様々であり、彼らのスタイルに合うメンターを心がけたが実際にできていたとは言えないかもしれない。また、経験による差や理解度の差、進み具合などでばらつきがあり、これが本会合でも影響したように感じる。ここは、フロントがもっとサポートして行くべきだったと反省してる。(私は「リサーチをする」ということを学ぶ機会だと捉え、全てを教えるというよりはリサーチの方法やリサーチを深める為のちょっとしたアドバイスをすることを心がけていた。それが新メン議場にとって良い方針だったのかは正直わからない)

・課題

模擬的な側面としては、モデ・アンモデの意義を理解する必要性を感じた。ただのお気持ち表明になってしまったり、アンカリングが目立つなど議場全体や会議のその先を見据えられない点も今後の課題である。また、会議中においてプロシージャでの混乱などが見受けられたため、今後勉強会などを通じて認識していくべきだと感じた。

フロントとしては、経験値や理解度によってどこまでサポートしていくべきか、それぞれの模擬の楽しさを引き出すにはどういった方法でサポートしていくべきだったのかがいまだに結論が出ていないし、今後の課題であると思う。当日会議にならないのは不安だが、だからといってフロントが全て教えるのは模擬における楽しさを発見する機会を奪うのでは？経験が少ないデリは今会議で学べるようなサポートをしたいが、それでは手薄？会議当日の楽しさが見出せないかも、、、など色々と考えられることはあるが、何が適切であるか模索していく余地があるなと思った。

そして最後に、今会議の目的である"reflection"をする機会を提供できていたのか、どこか

楽しいと思えたり自信をもてるところが見つかってくれただろうか。模擬的な面だとまだおぼつかない新メンだが、私的には模擬的な面というよりもこの模擬国連という活動を通して楽しさや自分なりの価値を見出して欲しかった。しかし、実際フロントやデリをするとその目的を見失いがちであった。メンターで少々厳しいことを言ってしまったたり、リサーチを急がせるようなこともしてしまった。こういったのはフロントとしてしていくべきだろうと考え行っていたが、もっとデリの意欲を引き出せたり、ワクワクしてくれるような方法があったのではと反省している。ここは反省点であり、今後の課題でもある。

早稲田研究会秋会議『キューバ危機』

会議監督：高原 茉亜子

1. 会議概要・目的

議題：キューバミサイル危機

会議の目的：

①キューバ危機という世界を巻き込んだ戦争に発展するかもしれない緊迫とした状況のなかで、両陣営がどのように決断をくださか、そのプロセスについて学ぶこと

②クライシス会議を体験する

模擬国連で、クライシス会議は一般的になってきている。クライシス会議を楽しんで欲しい

③新メンの自立

2・3回の会議を経験してだいぶ模擬国連に慣れてきたことと思う。中には関西大会で、全国の優秀なモギコッカーに出会い刺激を受けた人もいるだろう。今回の会議は人割であるため、全て1人で行う。クライシス会議という特殊な形ではあるが、しっかりサポートしながら、新メン1人でもリサーチから戦略までたて、会議行動に活かせるようになって欲しい。

開催時期：9月17日(土)/9月18日(日)

参加者層：誰でも(両日とも参加できる人)

議論時間：両日とも「10:00～18:00」

その他の特徴：議場は2つに分かれている

アメリカ議場

国家安全保障会議執行委員会

(Executive Committee of the National Security Council : EXCOM)

ソ連議場

ソ連共産党中央委員会政治局

2. 会議の経過、成果文書について

10月16日

アメリカ

[クライシス]

キューバの南西サンクリストバルにおいて準中距離弾道ミサイル(MRBM/R-12)が建設中であることが判明した。ただし、発射可能なミサイルがあるかどうかは不明。

[議論内容]

- ・ 偵察について

→CIA が権限を持ち、毎日行う

- ・ 対応策

→外交交渉・海上封鎖・空爆

- ・ ケネディ大統領とグロムイコ外務大臣との会談

→キューバに配備している兵士や武器は防衛的であることを再確認すること/ソ連の声明についての確認

ソ連

[アナディル作戦の進捗状況]

ミサイルの配備状況：60%

ミサイルの建設状況：10%(0発)

- ・ 政府声明

→ソ連とキューバが軍事協定を結んでおり、キューバ防衛のためにキューバのソ連軍を派遣しているという内容

- ・ カストロとの交渉

→カストロが政府声明を歓迎する

- ・ ミサイル設営の加速

10月17日

アメリカ

[クライシス]

キューバへの船の出入りが増加しているとの報告がはいった。

ケネディ大統領はコネティカット州へ遊説

[U-2 偵察結果]

キューバの南西グアナハイで新たなミサイル基地を発見した。また、同基地で中距離弾道ミサイル(IRBM/R-14)の建設が見られた。弾頭があるかどうか不明。

- ・ 空爆派と海上封鎖派に分かれてシナリオ作成

空爆派：テイラー統合参謀総長、マコーン CIA 長官

海上封鎖派：副大統領、司法長官、統合参謀本部議長、ソ連担当顧問、国連大使、バン

ディ補佐官、オドネル補佐官、国防長官、特別顧問

メリット/デメリット

シナリオ

リスク

ソ連

[アナディル作戦の進捗状況]

ミサイルの配備状況：65%

ミサイルの建設状況：15%(0 発)

[議論内容]

- ・アメリカの行動に対する対応策を考える

10月18日

ケネディ大統領とグロムイコ外務大臣との会談

→ミサイルがキューバに運ばれているが、それはあくまで防衛用である。

アメリカ

[U-2 偵察結果]

サグア・ラ・グランデで新たなミサイル基地を発見した。また、同基地では準中距離弾道ミサイル(MRBM/R-12)が建設中であることが判明した。また、キューバ内で核弾頭を輸送するためのバンが確認されているため、核弾頭がキューバにあるだろうと推測される

- ・海上封鎖がとられることが大まかな方針として決まる。

→主要諸国への書簡が出される

キューバに中距離弾道ミサイルが持ち込まれていること

海上隔離をするつもりであること

アメリカの対応について賛同の表明をお願いすること

ソ連

[アナディル作戦の進捗状況]

ミサイルの配備状況：70%

ミサイルの建設状況：25%(2 発)

偵察機の存在がキューバ経由で伝えられる

- ・カストロとの交渉

→①キューバに来る偵察機を撃墜しないこと

②現在起きているアメリカの動きは調査中であること

カストロの回答：ソ連にアメリカからの領空侵犯へのなんらかの対処を求める

- ・外交書簡(キューバ宛て)

→偵察に関してアメリカの対応を注視するという内容

10月19日

アメリカ

[U-2 偵察結果]

サンクリストバル基地にある一部の準中距離弾道ミサイルが午後には発射可能になると推測される。

ケネディ大統領の遊説は中止された。

- ・主要諸国からの返信が届く

中南米諸国、フランス

→アメリカを支持する

イギリス、西ドイツ、カナダ

→キューバでの問題がヨーロッパに波及することを懸念

- ・ソ連への外交書簡

→外交交渉を求める内容

- ・米州機構が開催される
- ・グアタナモ基地への米軍の増派
- ・政府声明(大統領が自らテレビ演説を行うこと)
- ・テレビ放送
- ・デフコン3への引き上げ

ソ連

[アナディル作戦の進捗状況]

ミサイルの配備状況：75%

ミサイルの建設状況：35%(2発)

・ソ連軍キューバ派遣部隊司令官プリーエフに対して、本国の指令と許可なしに、撃墜をしてはならない。

- ・政府声明

→ソ連がキューバにミサイルを配備し、ミサイル基地を設置しており、キューバに配備している全てのミサイル及び兵器は防衛的であるという内容

- ・駐在大使との会談

→アメリカが、キューバにあるミサイルは攻撃的な性質であるため、撤去を要求する。

10月20日

アメリカ

[予定]

ケネディ大統領がシカゴ州へ遊説

安保理が開催(アメリカ側の要請)

アメリカ：キューバに持ち込まれたミサイルの性質について

ソ連：海上封鎖の法的正当性について

- ・ソ連への外交書簡

→ミサイル撤去に関する条件についての回答を求める内容

[議論内容]

- ・海上封鎖の具体的案についての議論
- ・アメリカ側の取引条件について全体に共有

ソ連

[アナデイル作戦の進捗状況]

ミサイルの配備状況：80%

ミサイルの建設状況：45%(4 発)

- ・海上隔離に備え、ソ連軍のミサイルあるいは核弾頭を積載した船舶については、米国の「海上隔離」線の外側にて待機する。
- ・カストロとの交渉

→ミサイル基地の進捗を急ぐこと。アメリカの偵察行為に対して非難。

- ・外交書簡

→条件を提示するつもりはない。アメリカに対して交渉のきっかけを与える内容

- ・軍事演習

→キューバにおける地対空ミサイル部隊を使用した防空演習

- ・政府声明

→アメリカの偵察行為を非難する内容

10月21日

アメリカ

- ・政府声明

→安保理を受けて、ソ連がアメリカ側の質問に答えなかったことを非難する内容

- ・外交書簡

→海上封鎖に関する勧告

- ・海上封鎖の開始

→政府声明

- ・キューバへの外交書簡

→キューバとの交渉によるミサイル撤去

- ・ソ連への外交書簡

→海上封鎖後のソ連の対応を注視する

[議論内容]

- ・条件が提示されないため、お互いが探り合う状態

→アメリカでは軍事的圧力を増やし、交渉条件にする案(大規模偵察)

ソ連

[アナディル作戦の進捗状況]

ミサイルの配備状況：85%

ミサイルの建設状況：55%(4 発)

- ・政府声明

→20 日に実施した軍事演習が成功したという内容

- ・外交書簡(キューバ宛て)

→偵察行為を非難し、ミサイル基地建設を急速に行なっているという内容。

- ・政府声明

→海上封鎖を非難する内容

- ・潜水艦は海上封鎖線の外に待機するという内容

- ・外交書簡

→キューバに向かっている船は軍事的目的ではないという内容。

- ・カストロから駐キューバ大使との会談要請

→海上封鎖の開始及びミサイル基地の建設状況について

10 月 22 日

- ・ウ・タントからの書簡

アメリカとソ連の仲介する内容

アメリカ

[クライシス]

ソ連ブカレスト号が封鎖線に近づいているとの報告があった。

→放水・進路妨害によりソ連船は停船し、臨検を受けた。臨検の結果、通行が許可された。

- ・政府声明

→海上封鎖についての具体的勧告

- ・ウ・タントからの書簡への返答

- ・駐在大使との会談

→ミサイル撤去との交換条件について

ソ連

[アナディル作戦の進捗状況]

ミサイルの配備状況：90%

ミサイルの建設状況：65%(6 発)

・カストロとの交渉

→カストロはミサイル撤去には応じない。キューバを介した交渉を要請。

・外交書簡

→海上封鎖でのソ連側の対応についての説明及び封鎖行為への非難

10 月 23 日

アメリカ

[クライシス]

東ドイツ客船フェルカーフロイントシャフト号が封鎖線に近づいているとの報告があった。

→放水・進路妨害によりソ連船は停船し、臨検を受けた。臨検の結果、通行が許可された。

ウ・タント国連事務総長代行からの書簡

・駐在大使との会談

→ミサイル撤去との交換について、キューバへの不侵攻を提示

[議論内容]

偵察機が撃墜された場合の対応について

ソ連

[アナディル作戦の進捗状況]

ミサイルの配備状況：90%

ミサイルの建設状況：75%(6 発)

・外交書簡(キューバ宛て)

→駐在大使との会談を踏まえてソ連の認識を伝える内容

10 月 24 日

アメリカ

[クライシス]

レバノン船籍チャーター貨物船マルキュラ号が封鎖線に近づいているとの報告があった。

→放水・進路妨害によりソ連船は停船し、臨検を受けた。臨検の結果、通行が許可された。

- ・偵察の開始

- ・外交書簡

→ソ連からの外交書簡への返信

- ・政府声明

→外交交渉を行うこと

- ・外交書簡

→ミサイル撤去の条件を求める内容

- ・政府声明

→翌日、キューバに関してテレビ放送をする

ソ連

[アナディル作戦の進捗状況]

ミサイルの配備状況：90%

ミサイルの建設状況：85%(8 発)

- ・外交書簡

→駐米大使との交渉での認識の統一

- ・カストロとの交渉

→アメリカに国連憲章の原則を重視する声明を出してもらう。ミサイル撤去の引き換えの条件として、

①グアンタナモ基地

②ジュピター。

→ミサイル撤去したら、ケネディからキューバ不可侵の確約。

- ・テレビ放送

→ミサイル基地建設完了、キューバとの協力関係の継続、海上封鎖に対する批判

- ・外交書簡(キューバ宛て)

→ミサイル基地が完成したこと/アメリカがこれ以上海上封鎖ができないだろうこと

10 月 25 日

アメリカ

[偵察について]

U-2 偵察機 1 機が撃墜された。

- ・アメリカによるテレビ放送

→首脳会談を開催することを要請

- ・首脳会談が開催されることが決定

ソ連

[アナディル作戦の進捗状況]

ミサイルの配備状況：90%

ミサイルの建設状況：85%(8 発)

・外交書簡/外交書簡(キューバ宛て)

→U-2 偵察機が撃墜されたことに関する書簡

・外交書簡

→首脳会談に応じる内容

・カストロとの会談

→カストロから U-2 偵察機撃墜についての説明

①2 回目の領空侵犯で耐えられない

②キューバは海上封鎖という制裁を受けており、昨日のような交渉に前向きな状態とは言えない。

10 月 26 日

アメリカ

[クライシス]

ソ連のスウェーデン船籍チャーター貨物船コーランガッタ号が封鎖線に近づいているとの報告があった。

→放水・進路妨害によりソ連船は停船し、臨検を受けた。臨検の結果、通行が許可された。

[議論内容]

・首脳会談後の対応

成功

→外交交渉

失敗

→外交交渉/軍事オプション/空爆

ソ連

[クライシス]

ミサイルの配備状況：90%

ミサイルの建設状況：85%(8 発)

・外交書簡(キューバ宛て)

→首脳会談に臨むこと。会談に際して、ソ連側はグアンタナモ基地・ジュピターミサイル撤去を条件として提示する予定であること。

・カストロとの交渉

→先制攻撃はしないこと。

10月27日

首脳会談

アメリカ

国連憲章の諸原則の遵守を行う旨の声明を出すこと

グアンタナモ基地の撤収に関して国内の説得を行うこと

ソ連

ジュピターミサイルの撤去が行われないことに関して説得を行うこと

→駐在大使を通じた交渉を続ける

アメリカ

・政府声明

→ミサイル撤去に向けての協議を進めること。国連憲章の遵守の重要性についてソ連と確認した。

ソ連

[クライシス]

ミサイルの配備状況：90%

ミサイルの建設状況：85%(8発)

・カストロとの交渉

→首脳会談を経ての交渉について

・政府声明

→交渉を継続すること。国連憲章の遵守の重要性を確認したこと。

10月28日

アメリカ

[クライシス]

ソ連船グロズヌイ号が封鎖線に近づいているとの報告があったが、すぐに引き返した。

[議論内容]

グアンタナモ基地の撤去についてエクスコム内で合意が取られる

テイラーは条件つきで合意

・同盟諸国への書簡

・テレビ演説原稿の作成

ソ連

[クライシス]

ミサイルの配備状況：90%

ミサイルの建設状況：85%(8 発)

- ・駐在大使との会談

→グアンタナモ基地について検討中であること。U-2 偵察機の乗組員に関する交渉を考えていること。

- ・外交書簡(キューバ宛て)

→交渉が決裂し、アメリカが先制攻撃を行った時の対応について。 U-2 偵察機の乗組員の対応について。

3. 会議総括・課題

会議総括

アメリカ

→軍事戦略に関しての議論に多く時間がとられ、外交交渉での議論の対応を考える時間が少なかった。

ソ連

→キューバの要望を踏まえて交渉を行っており、良かった。

ミサイル基地の撤去条件については、もっと強硬にでも良かったのではないかな。

課題・反省点

- ・コマンドが多くなりすぎた

最終的なコマンドの数がかなり多くなってしまった。もう少し数を減らして、どんな目的のために使用できるかを明確にしておけばよかった。

- ・プレスの使い方をもっと工夫すべきだった

会議中にプレスに基づいた主張があまりなされていなかった。プレスをもっと効果的に使うことができれば、会議にもっと危機感を与えることができたと思う。